

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」に対する意見）

学校人事課

1 概要

令和2年第1回沖縄県議会に知事が提出した議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和2年2月5日に「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則」第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」案の概要

「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」案は、学校の休業日における1日の部活動の時間が4時間程度から3時間程度とされたこと等を踏まえ、部活動における指導の業務に係る教員特殊業務手当の支給額を「3,600円」から「2,700円」に改める議案。

【改正案の内容】

①沖縄県教育委員会は、国が部活動の在り方に関するガイドラインを策定したことを受けて、平成30年12月に運動部活動等の在り方に関する方針、平成31年4月に文化部活動等の在り方に関する方針を策定し、学校の休業日における1日の部活動の時間を3時間程度とすることとした。

②県立の義務教育諸学校の職員の給与等に要する経費については、政令で定める額を上限として、その実支出額の3分の1を国が負担することとなっているところ、①の部活動の在り方に関するガイドラインにおいて部活動の時間の基準が示されたことから、部活動指導手当に係る義務教育費国庫負担金の特殊勤務手当の算定基準が見直された。

③前述の①及び②並びに他の都道府県の状況を踏まえ、部活動における指導の業務に係る教員特殊業務手当の支給額を「3,600円」から「2,700円」に改める必要がある。

④施行日 令和2年4月1日

3 臨時代理した意見の内容

議案「沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、部活動指導手当に係る義務教育費国庫負担金の特殊勤務手当の算定基準の見直し及び他の都道府県の状況、地方公務員法第24条第4項の均衡の原則等の理由により改正するものであることから、異議がない旨を回答した。